

居住制限区域（富岡町）に居住していた申立人ら（夫婦及び夫の母）について、原発事故による避難に伴い悪化した股関節症等の持病につき申立人母の平成27年12月から平成28年5月までの通院慰謝料及び付添費用や、避難後に認知症、肺がん、咽頭がん、脳出血となり要介護状態となった亡父の平成24年9月から平成28年5月までの通院慰謝料、付添費用及び平成28年4月から平成30年3月までの日常生活障害慰謝料（増額分）が認められたほか、原発事故前はパート就労していた申立人妻が、原発事故後、亡父や申立人母の日常的な介護のために再就職をすることができなかったことによる平成29年8月から平成30年6月までの減収分について、平成29年9月以降は申立人母がデイサービスを利用し始めたことも考慮して原発事故による影響割合を乗じた上で、生命身体的損害に係る就労不能損害として認められた事例。

## 和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター令和〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）につき、申立人 X1、同 X2 及び同 X3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

### 第1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- 1 亡 A（以下「被相続人」という。）が平成30年10月〇日に死亡し、申立人 X1 が、全相続人による遺産分割協議により、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと。
- 2 申立人らの知る限り、上記遺産分割協議を行った相続人が、被相続人の全相続人であること。

### 第2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

### 記

#### 1 損害項目

##### (1) 申立人 X1

ア 付添費用（被相続人分）	108,900円
イ 通院慰謝料（被相続人分）	684,800円
ウ 日常生活障害慰謝料（被相続人分）	2,400,000円

##### (2) 申立人 X2

ア 付添費用	69,300円
イ 通院慰謝料	200,000円

##### (3) 申立人 X3

ア 就労不能損害（生命身体的損害にかかる就労不能損害）

511,002円

## 2 期間

(1) 前項の(1)ア及びイについて

平成24年9月1日から平成28年5月末日まで

(2) 前項の(1)ウについて

平成28年4月1日から平成30年3月末日まで

(3) 前項の(2)ア及びイについて

平成27年12月1日から平成28年5月末日まで

(4) 前項の(3)アについて

平成29年8月1日から平成30年6月末日まで

## 第3 和解金額

被申立人は、第2の第1項記載の損害項目及び同2項記載の期間についての和解金として、申立人らに対し、金3,974,002円の支払義務があることを認める。

## 第4 支払方法

(省略)

## 第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

## 第6 清算

申立人らと被申立人は、第2の第1項記載の損害項目（同第2項記載の期間に限る。）について、以下の点を相互に確認する。

ア 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求をすることを妨げない。

イ 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

令和2年7月2日

(仲介委員 井ノ上 正男)